

資源物売払い業務（鉄くず（現物））仕様書

1 業 務 名 資源物売払い業務（鉄くず（現物））

2 業 務 期 間 令和8年4月1日 から 令和8年7月31日

3 品目及び予定量

品目及び予定量は次のとおりである。予定量は令和7年度実績の平均をもとに算出したものであり、本業務の取り扱い数量を保証するものではない。

品 目	回収見込み量(k g)
鉄くず（現物）	24,896

4 売払い料の支払

(1) 売払い料の算定については、発注者が搬出量を算出し、毎月末日に搬出量を取りまとめた請求書を受注者に提出する。受注者は請求書の内容を確認し利益金として支払うものとする。受注者は、請求書を受理した日から30日以内に、利益金を指定する口座に振り込むこと。

5 エコ・リレーセンターごじょう敷地内出入り時間及び売払い物の積込み

- (1) 積込みについては請負業者が行うものとする。
- (2) エコ・リレーセンターごじょう敷地内出入り時間は8時30分～9時、11時50分～13時、16時～17時15分とする。（土日祝祭日は除く）
- (3) 積込み時間は、8時30分～9時、11時50分～13時までと16時～17時15分までとする。（土日祝祭日は除く）
- (4) 積込み用機材は、発注者の許可を得て使用することが出来る。
- (5) 引取り時に要する人員及び運搬車両などは受注者が準備する。

6 車両

五條市の資源買い取り業者であることを示す表示を行うこと。

7 業務上の注意

業務の実施にあたっては、作業員はヘルメットを着用し、衛生面及び火気等に留意するとともに、発注者の業務に支障のなきよう次の事項について十分注意すること。

- (1) 業務によりごみ等を飛散させた場合は、清掃すること。
- (2) ガソリン等の引火物や危険物は持ち込まないこと。
- (3) 業務実施にあたり、発注者の備品等を使用する場合は、発注者の許可を受けること。

- (4) 発注者の施設、備品を損傷した場合は、直ちに発注者に報告するとともに、損傷部は受注者の責任で修理現状復旧を行うこと。
- (5) 運搬中に飛散することのないよう運搬方法に留意すること。
- (6) その他細部については、発注者の指示に従うこと。

8 法令等の遵守

- (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）その他関係法規を遵守するとともに、発注者の指示に従い発注者には一切の迷惑をかけないものとする。
- (2) 処理施設については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第 3 条第 1 号への一般廃棄物の積替及び同条同号りの一般廃棄物の保管を行う場合に準じた施設であること。
- (3) 受注者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第 4 条第 1 号及び第 2 号に定める基準に適合する者であること。また、契約期間中に定める基準に適合しなくなったときは、発注者から委託契約を解除することができる。